

# 外国人の方の預貯金口座・送金利用について

－外国人材の受入れに関わる皆様に知っていただきたいこと－

令和3年2月 金融庁

---

# 目次

1. 外国人材受入れに関する政府としての取組	P.2
2. 外国人材受入れに関する金融庁としての取組	P.3
3. 受入れ企業の皆様へのお願い	P.4
3-1. 口座開設時	P.6
3-2. 日常生活	P.8
3-3. 帰国時	P.10
3-4. 犯罪防止	P.11

---

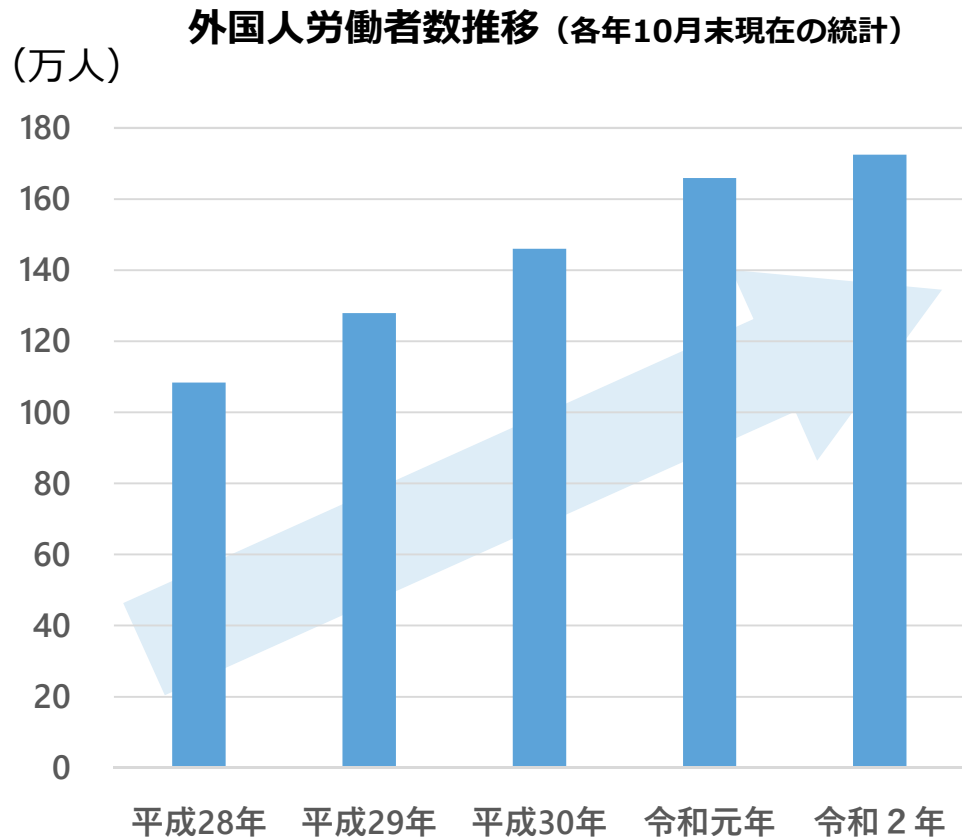
# 1. 外国人材受入れに関する政府としての取組

■ 平成30年12月、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策※」を策定。

※ 日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指す方向を示すもの。(令和2年度改訂では、191の施策が盛り込まれた。)

■ 平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。

在留外国人：約288万人(令和2年6月末時点) 就労外国人：約172万人(令和2年10月末時点)



(資料) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」より金融庁作成

## 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策 (令和2年度改訂)の概要

令和2年度改訂では、新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点を盛り込んでいる。

(施策項目)

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動 等
- 2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組  
(特定技能外国人のマッチング支援策 等)
- 3 生活者としての外国人に対する支援  
(外国人の口座開設円滑化のための環境整備 等)
- 4 新たな在留管理体制の構築  
(在留資格手続の円滑化・迅速化 等)

金融庁関連項目

## 2. 外国人材受入れに関する金融庁としての取組

### ■ 金融機関に対する要請

多言語対応の充実や、在留カードによる本人確認手続きの明確化を求めると共に、銀行口座開設におけるマネロン・テロ資金供与対策に留意するよう要請。

### ■ パンフレットの作成・配布

外国人材の受入れ関係者（企業等）向けパンフレットや、外国人向けパンフレット（14か国語）を作成し、銀行口座や海外送金利用時の留意点を明記。

### ■ 周知活動の実施

外国人の方の口座開設等の金融サービスの利便性向上が一層図られるよう、金融機関や外国人材受入れ企業等に対する周知活動を実施。

### 各種パンフレット

#### 長期在留予定の 外国人向け（14か国語※）



#### 外国人材の 受入れ企業向け

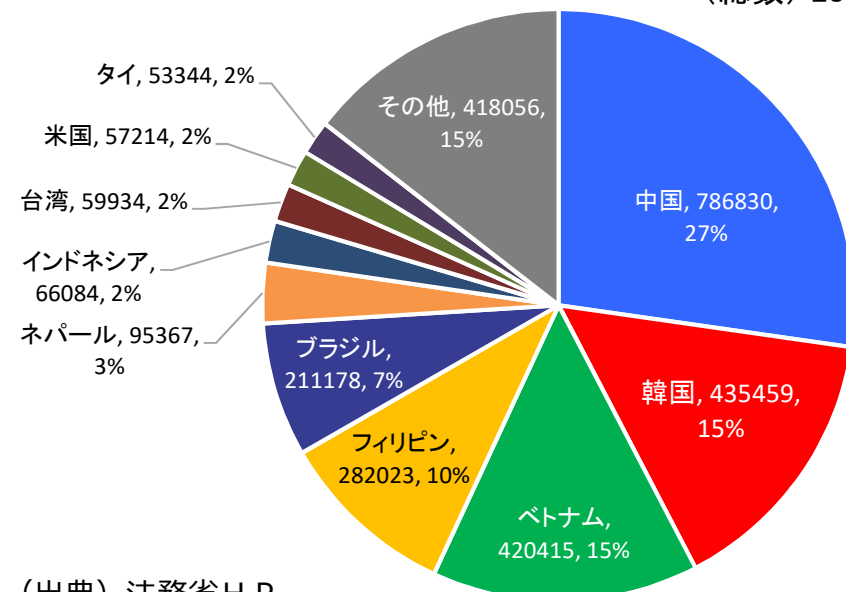


※14か国語の内訳は以下の通り。

- ・日本語 ・英語 ・中国語 ・韓国語 ・ポルトガル語 ・タイ語
- ・フィリピン語 ・インドネシア語 ・スペイン語 ・ネパール語
- ・ミャンマー語 ・モンゴル語 ・ベトナム語 ・クメール語(カンボジア語)

### 国籍・地域別 在留外国人数（令和2年6月末）

（総数）288万5,904人



（出典）法務省HP

### 3. 受入れ企業の皆様へのお願い

- 受入れ企業の皆様には、外国人の方の利便性向上に向けて、金融機関とも御協力いただき、以下の取組をお願いいたします（詳細は次頁以降）。

#### 3-1. 口座開設時

- 円滑な口座開設のための支援
- 口座開設に必要なものの案内 等



#### 3-2. 日常生活

- 給与口座の設定、公共料金の自動引落等の案内
- 母国への送金に係る金融サービスの案内
- 金融機関における各種手続き（住所変更等）の案内 等

#### 3-3. 帰国時

- 口座解約の働きかけ 等



#### 3-4. 犯罪防止

- 金融に関係する犯罪についての注意喚起

# 受入れ企業の皆様へのお願いの根拠(法律)

受入れ企業の皆様は、

特定技能1号の資格で受け入れた外国人の方(以下、「1号特定技能外国人」)のために、以下を実施することが求められています。

- ▶ **職業生活上、日常生活上又は社会生活上に係る支援計画**(以下、「1号特定技能外国人支援計画」)の作成
- ▶ **当該計画に基づく支援の実施**

(根拠条文：出入国管理及び難民認定法 第2条の5第6項及び第19条の22第1項)

なお、1号特定技能外国人支援計画には、

**銀行等の口座開設に係る支援について記載しなければなりません。**

(根拠条文：特定技能基準省令第3条第1項第1号ハ)

・いつ ・誰が ・どのように  
支援するかを様式に記入するものです。

## 【根拠条文(抜粋)】

### 出入国管理及び難民認定法

#### 第2条の5

6 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援(次項及び第4章第1節第2款において「1号特定技能外国人支援」という。)の実施に関する計画(第8項、第7条第1項第2号及び同項において「1号特定技能外国人支援計画」という。)を作成しなければならない。

第19条の22 特定技能所属機関は、適合1号特定技能外国人支援計画に基づき、1号特定技能外国人支援を行わなければならない。

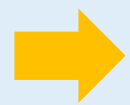
### 特定技能基準省令

第3条 法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容
- ハ 当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。

## 3-1. 口座開設時(円滑な口座開設のための支援)

入国したばかりで日本に不慣れな外国人の方

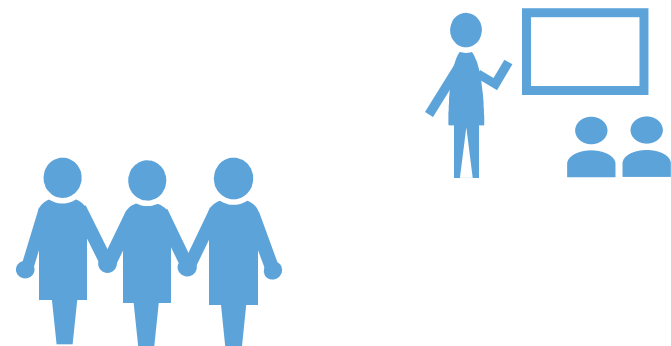


口座開設において、主に言語や口座開設上必要不可欠な手続きの複雑さが課題となっている場合があります。

したがって、受入れ企業の皆様におかれましては、外国人の方の置かれている状況に応じて

- 口座開設手続きへの同伴
- 口座開設手続きのサポート
- 金融機関との会話のサポート(通訳等)
- 勤務の証明 等

を行っていただきますようお願いいたします。





## 3-1. 口座開設時(金融機関の確認事項・口座開設に必要なもの)

- 金融機関は、自らが取り扱う商品・サービスが、マネロンやテロ資金供与に利用されないように、国際社会の要請や関係法令の趣旨に従う必要があります。
- その対応として、**口座開設時及び開設後も必要に応じて、以下のような事項を確認しています。**  
(確認が取れない場合、口座が開設できなかったり、開設後の口座が使用できなくなることがありますので、**金融機関から確認を求められた場合は、ご協力いただく必要があることを外国人の方にご説明ください。**)



### 金融機関が確認する事項の例(口座開設者が個人の場合)

- ▶ 氏名
- ▶ 住所
- ▶ 生年月日
- ▶ (日本国籍を持っていない場合のみ)在留資格・在留期間(満了日)
- ▶ 国籍
- ▶ 職業
- ▶ 取引目的
- ▶ 経済制裁対象国等との取引・資産の有無 等

したがって、金融機関での口座開設にあたっては、以下のものが必要になります。  
予め準備するよう、外国人の方へお知らせください。

なお、必要となる証明書等は、金融機関によって異なる場合があります。

### ■ 本人確認書類

**氏名、住所(日本の住所)、生年月日が記載された写真付きの本人確認書類**が(場合によっては複数)必要となります。

(例) 在留カード※  
パスポート

※在留資格・在留期間を確認する観点から、**在留カードの提示が必須となっている金融機関もあります。**



### ■ 印鑑・サイン

口座開設の申込書に押印いただく必要がある場合があります(サインによる代替が可能な金融機関もあります)。

印鑑を利用する場合、作成方法についてご説明ください。



### ■ 社員証等

社員証等の**勤務実態が確認できる書類**をお持ちください。

外国人の方が**上記書類を所持していない場合は、手続きの場に同伴し、勤務の証明をお願いします。**

(金融機関が、勤務先へ電話等により勤務実態の確認をする場合があります。)





## 3-2. 日常生活(給与口座、公共料金の自動引落等の設定、母国への送金)

### ■ 給与口座の設定

多くの受入れ企業

⇒ 給与支払いは口座振込

外国人の方の**利便性や給与支払いの透明性を確保**するため**速やかに口座振込の手続きを行ってください。**

### ■ 自動引落の案内

以下については、口座からの自動引落が便利であることを伝えてください。

- ✓ 電気、ガス、水道などの各種公共料金
- ✓ 電話、インターネットなどの通信料金

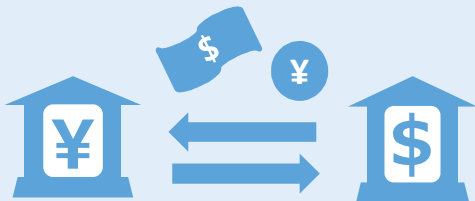
必要に応じて、書類記入やインターネット申込みなどの手続きのサポートを行っていただくようお願いします。

外国人の方に、**母国へ送金したい**といったニーズがある場合は、**銀行や資金移動業者による送金サービスについて、ご案内をお願いします。**

なお、送金の目的や原資などをお伺いし、**銀行や資金移動業者の判断で送金サービスの受付をお断りすることがあります。**

### ■ 銀行

ほぼ全ての国・地域へ送金可能



### ■ 資金移動業者※

一部の国・地域にのみ送金可能

(海外送金に対応しているかどうかは、各資金移動業者にお問い合わせください。)

#### ※ 資金移動業者とは

銀行等以外の者で、為替取引を業として営む者を指します。

資金移動業を営むには、「資金決済に関する法律」に基づき、**事前に金融庁の登録を受けなければなりません。**

**登録を受けずに送金を行う業者は「違法」ですので、絶対に利用しないように伝えてください。**

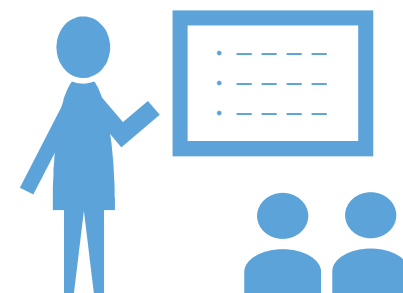
登録業者の一覧は金融庁のHPに掲載していますのでご確認ください。

金融庁HP(資金移動業者一覧) [https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin\\_idou.pdf](https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf)

令和3年6月までに改正法施行予定  
(改正点: 高額送金を取扱可能な新しい類型(認可制)を創設 等)

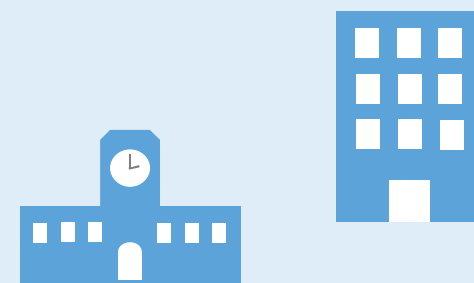
## 3-2. 日常生活(金融機関における住所変更等の手続き)

外国人の方が以下のようなケースに該当する場合は、**金融機関での手続きが必要であることを伝えてください。**



また、外国人の方の置かれている状況に応じて、**受入れ企業の皆様におかれても、金融機関に御連絡いただく等の対応をお願いします。**

- **住所や在留資格、在留期間が変わったとき**
- **退職をしたとき**
- **通帳やキャッシュカードをなくしたとき**
- **外国人の方と連絡が取れなくなったとき 等**



### 3-3. 帰国時(口座解約等)

#### 外国人の方が在留期間が終わるなどの理由で帰国することとなったとき

⇒ 犯罪行為であるとの認識が薄いまま、小遣い稼ぎ等を目的として口座を売却する事例が多発しています。

売却された口座は、振り込め詐欺等の犯罪収益の受渡しに使用されることがあります。そういった行為に関わると、**法令による処罰や、国外退去処分・入国禁止**となる場合があります。

したがって、外国人の方・受入れ企業の皆様におかれては、  
以下に留意のうえ、御対応をお願いします。

#### <外国人の方>

帰国することとなったときは、

- 原則：金融機関の窓口に行き、**口座を解約**する必要があります。

例外的な事情（**再入国の予定があり、引き続き口座利用が見込まれる場合**など）がある場合は、**金融機関と相談**する必要があります。

#### <受入れ企業の皆様>

左記の場合、状況に応じて外国人の方に対し、

- **口座解約の働きかけ**（金融犯罪に係る注意喚起を含む）
- **金融機関と相談するよう助言**
- **金融機関への連絡、口座解約手続きへの同席**

などをお願いいたします。



### 3-4. 犯罪防止(金融に係る犯罪についての注意喚起)

以下の行為は「**犯罪**」です。

受け入れた外国人の方が絶対に関わらないよう、注意喚起してください。



#### 地下銀行・ヤミ金融

地下銀行：免許を持たずに銀行業を行うことや登録を受けずに資金移動業を行うこと  
ヤミ金融：登録を受けずに貸金業を行うこと



#### マネー・ローンダリング

マネー・ローンダリング：犯罪による収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為のこと



#### 口座の売買・譲渡

口座を他人に使わせること（通帳やキャッシュカードを売却・譲渡・貸与することも含む）



#### 偽造クレジットカードや偽造キャッシュカードの使用

【注意】口座売買等に関する情報は、金融庁・財務局または警察までご連絡ください。

金融庁・財務局の職員や銀行員等がキャッシュカードのカード番号や暗証番号を聞くことは絶対にありません。  
外国人の方が騙されないように注意喚起をお願いします。

## ■ 金融庁 (受付時間：平日 午前10時～午後5時)

金融サービス利用者相談室

0570-016811 (IP電話からは 03-5251-6811)

「外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について」はこちら  
(金融庁HP) <https://www.fsa.go.jp/news/30/20190411/20190411.html>

## ■ 財務局 (受付時間：平日 午前9時～午後4時)

北海道財務局	011-709-2311
東北財務局	022-263-1111
関東財務局	048-600-1111
北陸財務局	076-292-7860
東海財務局	052-951-1772
近畿財務局	06-6949-6390
中国財務局	082-221-9221
四国財務局	087-811-7780
九州財務局	096-353-6351
福岡財務支局	092-411-7297
沖縄総合事務局	098-866-0031

## 【80社 2021年1月31日現在】

トラベックスジャパン株式会社	株式会社N&P JAPAN	JALペイメント・ポート株式会社
株式会社ウニードス	メトロミットランスジャパン株式会社	ホワイトカード株式会社
ジャパンマネーエクスプレス株式会社	Credorax Japan株式会社	株式会社エムティーアイ
トランスリミットランス株式会社	LINE Pay株式会社	株式会社キュリカ
SBIレミット株式会社	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	楽天Edy株式会社
Queen Bee Capital株式会社	株式会社海外送金ドットコム	PayPay株式会社
Speed Money Transfer Japan株式会社	ウエスタンユニオンジャパン株式会社	アギナルド・ジャパン株式会社
株式会社NTTドコモ	トランスファーワイズ・ジャパン株式会社	ASIA PAY株式会社
株式会社クレディセゾン	BDOLレミットジャパン株式会社	ウェルスナビ株式会社
NTTスマートトレード株式会社	GMOイブシロン株式会社	株式会社SBI証券
ブラステル株式会社	株式会社デジタルフレット	NIUM Japan株式会社
SBペイメントサービス株式会社	ペイオニア・ジャパン株式会社	株式会社イー・エイ・ジャパン
株式会社シー・スクエア	WorldRemit Ltd.	株式会社OTEL INTERNATIONAL
株式会社I-REMIT JAPAN	FSR Holdings株式会社	株式会社アンナフィユ
日本ゲームカード株式会社	ワールドファミリー株式会社	株式会社JPY
株式会社Y&W	松井証券株式会社	Kipp Financial Technologies株式会社
株式会社マネーパートナーズ	株式会社pring	Mビリング株式会社
株式会社デジタル	株式会社アジアネット	株式会社FinShot
株式会社ジャパンレミットファイナンス	auペイメント株式会社	SGC設立準備株式会社
CITY EXPRESS MONEY TRANSFER JAPAN株式会社	株式会社C&B	株式会社Kyash
PayPal Pte. Ltd.	Solomon Capital Japan株式会社	ビットキャッシュ株式会社
ウェルネット株式会社	株式会社KABAYAN INTERNATIONAL	株式会社スマートバンク
株式会社ヒューマントラスト	株式会社メルペイ	株式会社セブン・グローバルレミット
株式会社フォレックスジャパン	株式会社セブン・ペイメントサービス	株式会社電算システム
株式会社イーコンテクト	CURFEX JAPAN株式会社	株式会社ディコミュニケーションズ
Unimoni株式会社	REVOLUT TECHNOLOGIES JAPAN株式会社	株式会社アプラス
株式会社Cashwell Asset Management	株式会社RESPECT PAYMENT SERVICE	